

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

道人事委員会規則

○北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則.....	1
○不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則.....	2
○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則.....	2
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則.....	2
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	2
○北海道職員等の育児休業に関する規則の一部を改正する規則.....	2
○調整手当に関する規則等の一部を改正する規則.....	3
○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	5
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....	6
○宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則.....	11
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則.....	11
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則.....	12
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則.....	12
○地方独立行政法人法等の施行に伴う給与関係人事委員会規則の整備に関する規則.....	15

道人事委員会告示

○給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定の一部改正.....	16
○へき地学校及びその級別の指定の一部改正.....	16
○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正.....	17
○特別の地域に所在する学校の指定の一部改正.....	17
○特地区局及びその級別の指定の一部改正.....	18
○準特地区局の指定の一部改正.....	19

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則 2 - 37

北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則
北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則（昭和33年人事委員会規則 2 - 5）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。
(組織)

第2条 事務局に総務審査課、任用課及び給与課を置き、課の事務を効率的に処理するため、グループを置く。

第3条の総務審査課の事項中第2号を次のように改める。

(2) 局内の企画調整に関すること。

第3条の総務審査課の事項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 厚生福利制度に関すること。

第3条の任用課の事項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第5条第2項の表を次のように改める。

組織	職名	職 務
課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、課の職員を指揮監督する。
	主幹	課長を補佐し、当該組織の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。
	主査	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務を処理する。

第5条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

第7条（見出しを含む。）中「係」を「グループ」に改める。

第8条第2項を次のように改める。

2 課長が不在のときは主幹（2人以上置かれている課にあっては課長の指定する順序による。）が、課長及び主幹が不在のときは課長が指定する職員が、その事務を代決する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に辞令を発せられないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられたものとする。

総務審査課長補佐	総務審査課主幹
任用課長補佐	任用課主幹

総務審査課総務係長	総務審査課主査
総務審査課審査係長	総務審査課主査
任用課任用係長	任用課主査

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則11 - 18

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（北海道人事委員会規則11 - 17）の一部を次のように改正する。

第67条第3項中「北海道公報に掲載して」を「北海道庁の掲示場に掲示して」に、「掲載された」を「掲示された」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則13 - 52

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13 - 42）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「地方公営企業労働関係法適用職員等」を「地方公営企業等労働関係法適用職員等」に改め、同条第2項中第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人

第7条第3項中「地方公営企業労働関係法適用職員等」を「地方公営企業等労働関係法適用職員等」に改める。

第11条第1項第11号中「生後1年」を「生後2年」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則13 - 53

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13 - 43）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「地方公営企業労働関係法適用職員等」を「地方公営企業等労働関係法適用職員等」に改め、同条第2項中第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人

第7条第3項中「地方公営企業労働関係法適用職員等」を「地方公営企業等労働関係法適用職員等」に改める。

第11条第1項第11号中「生後1年」を「生後2年」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則14 - 45

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14 - 1）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第21条の5第3項の規定に基づき、地方公務員法第52条第3項ただし書」を「の規定に基づき、同条第3項ただし書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道職員等の育児休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則17 - 4

北海道職員等の育児休業に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員等の育児休業に関する規則（北海道人事委員会規則17 - 0）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「期間以外の」を削り、同項第1号イ中「第20条の5第1項」を「第26条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

調整手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則7 - 1057

調整手当に関する規則等の一部を改正する規則

（調整手当に関する規則の一部改正）

第1条 調整手当に関する規則（北海道人事委員会規則7 - 288）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

道職員給与条例第10条の2第2項、学校職員給与条例第10条の2第2項及び警察職員給与条例第12条の2第2項の甲地は、別表において支給区分が甲地とされる地域及び当該地域に所在する部局等と同様に取り扱うことが適当であると人事委員会が認める部局等とする。

第3条第2項中「されている地域及びこれら」を「される地域のうち同表に支給割合の定めのある地域及び当該地域に所在する部局等」に改め、同条第3項中「第2項第1号に規定する」を「第2項第1号の」に、「において支給区分が甲地とされている」を「支給割合の定めのある」に、「これら」を「当該地域に所在する部局等」に改め、同条に次の1項を加える。

4 道職員給与条例第10条の2第2項、学校職員給与条例第10条の2第2項及び警察職員給与条例第12条の2第2項の乙地は、別表において支給区分が乙地とされる地域及び当該地域に所在する部局等と同様に取り扱うことが適当であると人事委員会が認める部局等とする。

第3条の次に次の見出し及び1条を加える。

（異動等による調整手当）

第3条の2 道職員給与条例第10条の4第1項、学校職員給与条例第10条の2の2第1項及び警察職員給与条例第12条の3第1項の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 職員がその在勤する地域若しくは部局等を異にする異動又はその在勤する部局等の移転の日の前日に在勤していた第2条に規定する地域又は部局等（以下この条及び次条において「調整手当支給地域等」という。）に引き続き6箇月を超えて在勤していない場合であって、調整手当支給地域等に引き続き6箇月を超えて在勤していたとき。
 - (2) 道職員給与条例第10条の4第2項若しくは警察職員給与条例第12条の3第2項の職員以外の地方公務員等又は学校職員給与条例第10条の2の2第2項の学校職員以外の地方公務員等（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）であった者から人事交流等又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定による採用により引き続き給料表の適用を受ける職員となった者がその在勤する地域若しくは部局等を異にする異動又はその在勤する部局等の移転の日の前日に在勤していた調整手当支給地域等に給料表の適用を受ける職員として引き続き6箇月を超えて在勤していない場合であって、給料表の適用を受けることとなった日（以下「適用日」という。）前の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとしたときに、当該調整手当支給地域等に引き続き6箇月を超えて在勤していたこととなるとき。
 - (3) 職員以外の地方公務員等であった者から人事交流等又は公益法人等派遣法第10条第1項の規定による採用により引き続き給料表の適用を受ける職員となった者がその在勤する地域若しくは部局等を異にする異動又はその在勤する部局等の移転の日の前日に在勤していた調整手当支給地域等に給料表の適用を受ける職員として引き続き6箇月を超えて在勤していない場合であって、適用日前の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとしたときに、調整手当支給地域等に引き続き6箇月を超えて在勤していたこととなるとき（前号に該当するときを除く。）。)
- 2 道職員給与条例第10条の4第1項、学校職員給与条例第10条の2の2第1項及び警察職員給与条例第12条の3第1項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。
- (1) 前項第1号に掲げる場合 当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた調整手当支給地域等又は同日から6箇月をさかのぼった日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間に在勤していた当該調整手当支給地域等以外の調整手当支給地域等に係る道職員給与条例第10条の2第2項各号、学校職員給与条例第10条の2第2項各号及び警察職員給与条例第12条の2第2項各号に掲げる割合のうち最も低い割合
 - (2) 前項第2号に掲げる場合 当該異動又は移転の日の前日に在勤していた調整手当支給地域等に係る道職員給与条例第10条の2第2項各号、学校職員給与条例第10条の2

第2項各号及び警察職員給与条例第12条の2第2項各号に掲げる割合

- (3) 前項第3号に掲げる場合 適用日前の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた調整手当支給地域等又は同日から6箇月をさかのぼった日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間に在勤していたこととなる当該調整手当支給地域等以外の調整手当支給地域等に係る道職員給与条例第10条の2第2項各号、学校職員給与条例第10条の2第2項各号及び警察職員給与条例第12条の2第2項各号に掲げる割合のうち最も低い割合

第4条の前の見出しを削る。

第5条第1項中「支給される」を「支給する」に、「次の各号のいずれにも該当する」を「第1号に掲げる」に、「給料表の適用を受けることとなった日（以下「適用日」という。）前3年」を「適用日前2年」に改め、「具備することとなるもの」の次に「（以下「一般権衡職員」という。）並びに第2号に掲げる職員」を加え、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 人事交流等又は公益法人等派遣法第10条第1項の規定による採用により給料表の適用を受ける職員となった者のうち、対象期間に第2条第1項に規定する地域において勤務していた者（適用日前2年以内の期間において、かつて給料表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等又は公益法人等派遣法第10条第1項の規定による退職により引き続き職員以外の地方公務員等となったものにあつては、当該期間に第2条に規定する地域又は部局等において勤務していた者）
- (2) 人事交流等又は公益法人等派遣法第10条第1項の規定による採用により給料表の適用を受ける職員となった者のうち、適用日の前日に常時勤務に服する者として別表に掲げる地域以外の地域において勤務していた者で一般権衡職員として調整手当を支給される職員との権衡上必要があると人事委員会が認めるもの

第5条第2項を次のように改める。

- 2 前項に規定する職員に支給する調整手当の額及び支給期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額及び期間とする。

- (1) 一般権衡職員 前項の場合に具備することとなる道職員給与条例第10条の4第1項、学校職員給与条例第10条の2の2第1項及び警察職員給与条例第12条の3第1項の支給要件に基づき、これらの項の規定により支給されることとなる額及び期間
- (2) 前項第2号に定める職員 人事委員会が認める額及び期間

第5条第3項を削る。

（調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 調整手当に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7-997）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「道職員給与条例第10条の4」を「第10条の4」に改め、「除き」の次に「、道職員給与条例第10条の4、学校職員給与条例第10条の2の2又は警察職員給与条例第12条の3の規定にかかわらず」を加え、「掲げる割合」を「定める割合」に改める。

附則第3項中「移転した場合」の次に「（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた指定解除地域等に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会の定める場合に限る。）」を加え、「当該各号」を「これらの項」に、「より前項」を「より当該異動等に係るこの項本文」に、「から3年」を「から2年」に、「3年を経過する日が平成20年4月1日以後となる職員にあっては、平成20年3月31日までの間」、指定解除地域等に在勤するものとした場合に同項の規定により支給されることとなる」を「2年を経過する日が平成20年4月1日以後となる職員にあっては、同年3月31日までの間。以下この項において同じ。）、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の」に改め、同項ただし書中「（当該異動等の日から起算して3年を経過する日が平成20年4月1日以後となる職員にあっては、平成20年3月31日までの間）」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 指定解除地域等に在勤するものとした場合における附則第2項の規定による調整手当の支給割合
- (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 同号に定める割合に100分の80を乗じて得た割合

附則第4項中「第10条の4第2項に規定する」を「第10条の4第2項若しくは警察職員給与条例第12条の3第2項の」に、「、学校職員給与条例第10条の2の2第2項に規定する」を「又は学校職員給与条例第10条の2の2第2項の」に改め、「又は警察職員給与条例第12条の3第2項に規定する職員以外の地方公務員等」及び「これらを」を削り、「地方公務員等」というを「地方公務員等」と総称するに、「3年」を「2年」に改める。

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の前の見出しを削り、同項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の見出し及び1項を加える。

（読替え）

- 5 附則第2項の規定が適用される間、指定解除地域等に在勤していた期間がある職員に対する調整手当に関する規則第3条の2の規定の適用については、同条第1項第1号中「調整手当支給地域等に」とあるのは「調整手当支給地域等又は調整手当に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7-997。以下「改正規則」という。）附則第2項に規定する指定解除地域若しくは指定解除部局（以下「指定解除地域等」という。）に」と、同項第3号中「に引き続き」とあるのは「又は指定解除地域等に引き続き」と、同条第2項第1号及び第3号中「調整手当支給地域等に」とあるのは「調整手当支給地域等若しくは指定解除地域等に」と、「割合のうち」とあるのは「割合又は

改正規則附則第2項の規定による調整手当の支給割合のうち」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(調整手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の調整手当に関する規則第5条の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する第1条の規定による改正後の調整手当に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)第5条の規定の適用については、同条第1項中「道職員給与条例第10条の4第2項、学校職員給与条例第10の2の2第2項及び警察職員給与条例」とあるのは「北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年北海道条例第66号)附則第6項の規定により読み替えて適用される道職員給与条例(以下「読替え後の道職員給与条例」という。)
- 第10条の4第2項、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成15年北海道条例第67号)附則第6項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成15年北海道条例第68号)附則第2項において準用する場合を含む。)
- の規定により読み替えて適用される学校職員給与条例(以下「読替え後の学校職員給与条例」という。)
- 第10条の2の2第2項及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成15年北海道条例第69号)附則第6項の規定により読み替えて適用される警察職員給与条例(以下「読替え後の警察職員給与条例」という。)
- と、「2年」とあるのは「3年」と、「道職員給与条例第10条の4第1項、学校職員給与条例第10条の2の2第1項及び」とあるのは「読替え後の道職員給与条例第10条の4第1項、読替え後の学校職員給与条例第10条の2の2第1項及び読替え後の」と、同条第2項第1号中「道職員給与条例」とあるのは「読替え後の道職員給与条例」と、「学校職員給与条例」とあるのは「読替え後の学校職員給与条例」と、「警察職員給与条例」とあるのは「読替え後の警察職員給与条例」とする。
- 3 道職員給与条例第10条の4第2項若しくは警察職員給与条例第12条の3第2項の職員以外の地方公務員等又は学校職員給与条例第10条の2の2第2項の学校職員以外の地方公務員等(附則第5項において「職員以外の地方公務員等」と総称する。)
- であった者でこの規則の施行の日から平成18年3月31日までの間に人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となったもののうち、前項の規定により読み替えて適用される改正後の規則第5条第1項に規定する職員に該当することとなる職員(この規則の施行の日前に同項に規定する支給要件を具備することとなる職員に限る。)
- に対する当該支給要件に係る調整手当については、同条第2項の規定に準じて支給する。
(調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の調整手当に関する規則の一部を改

正する規則附則第3項又は第4項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する同条の規定による改正後の調整手当に関する規則の一部を改正する規則(以下「改正後の改正規則」という。)附則第3項又は第4項の規定の適用については、改正後の改正規則附則第3項中「場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた指定解除地域等に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会の定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「2年を経過するまでの間(当該異動等の日から起算して2年を経過する日が平成20年4月1日以後となる職員にあっては、同年3月31日までの間。以下この項において同じ。)」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日までの間」と、同項ただし書中「2年を経過する」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、改正後の改正規則附則第4項中「2年」とあるのは「3年」と、「前項」とあるのは「調整手当に関する規則等の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則7-1057)附則第4項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

- 5 職員以外の地方公務員等であった者でこの規則の施行の日から平成18年3月31日までの間に人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となったもののうち、前項の規定により読み替えて適用される改正後の改正規則(以下この項において「読替え後の改正規則」という。)附則第4項に規定する職員に該当することとなる職員(この規則の施行の日前に同項に規定する支給要件を具備することとなる職員に限る。)
- に対する当該支給要件に係る調整手当については、読替え後の改正規則附則第3項の規定に準じて支給する。(雑則)
- 6 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則7-1058

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(北海道人事委員会規則7-27)の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

条例第9条に規定する人事委員会規則で定める試験研究機関等は、農業改良課、保健福

社事務所、原子力環境センター、環境科学研究センター、苫小牧地方環境監視センター、衛生研究所、地質研究所、工業試験場、食品加工研究センター、農業試験場、畜産試験場、植物遺伝資源センター、花・野菜技術センター、水産試験場、栽培漁業総合センター、水産孵化場、林産試験場、林業試験場及び北方建築総合研究所とする。

第6条第1項第3号から第9号までを削り、同項第10号中「農村振興課、土地改良指導課、農村計画課」を「土地改良指導課、農村計画課、農村振興課」に改め、同号を同項第3号とし、同項第11号中「林業試験場、森づくりセンター又は支庁林務課」を「支庁林務課、森づくりセンター又は林業試験場」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の4号を加える。

- (5) 建築整備室又は支庁建設指導課に勤務する職員が行う公の施設の建築工事現場における検査及び監督
- (6) 建築指導課又は支庁建設指導課に勤務する職員が行う高層建築物の配筋検査及び鉄骨の建方検査
- (7) 住宅課又は支庁建設指導課に勤務する職員が行う公営住宅、融資住宅及び厚生年金住宅の建築工事現場における検査及び監督
- (8) 保健福祉事務所に勤務する職員が行う建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第11条第1項に規定する立入検査

第6条第1項第12号中「森づくりセンター又は支庁林務課」を「支庁林務課又は森づくりセンター」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (10) 土木現業所に勤務する職員が行う砂防えん堤建設工事現場における監督並びに橋りょう架設工事現場における検査及び監督
- (11) 土木現業所ダム建設事務所に勤務する職員が行うダム工事現場における検査及び監督
- (12) 地質研究所に勤務する職員が槽上で行うボーリング作業

第6条第2項中第1号、第2号及び第3号を削り、第4号中「農村振興課、土地改良指導課」を「土地改良指導課、農村振興課」に改め、同号を同項第1号とし、同項第5号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 道路計画課、道路整備課又は土木現業所に勤務する職員が行うずい道建設工事の監督
- 第6条第2項第6号を同項第4号とし、同号の次に次の2号を加える。
- (5) 地質研究所に勤務する職員が行う鉱床調査及び地質調査
 - (6) 工業試験場に勤務する職員が行う石炭及び鉱石等の試料の採取作業
- 第10条中「保健所」を「保健福祉事務所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則7-1059

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「**参事監部次長**」を「**部次長**」に、「**技 監**」を「**技 監 知事室次長**」に、

「**医療参事**」を「**医療指導参事**」に、

「**行政情報センター**」を「**行政情報センター**」に、

「**道民相談センター**」を「**道民相談センター**」に、

「**室長（課に置かれる室の長に限る。）**」を「**室長（課に置かれる室の長に限る。）**」に、

「**主任技師（人事委員会の定めるものに限る。）**」を「**主任技師（人事委員会の定めるものに限る。）**」に、

「**副船長**」を「**副船長 機関長**」に改め、

「**主 幹**」を「**主 幹**」に、

「**道税事務所課長**」を「**道税事務所課長**」に、

「**道税事務所主幹**」を「**道税事務所主幹**」に、

家畜保健衛生所長	5 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、4 種）
社会福祉事務出張所長 商工労働事務所長 耕地出張所次長	5 種
地域農業改良普及センター所長 地域農業改良普及センター次長 家畜保健衛生所次長 水産技術普及指導所長	6 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、3 種）

商工労働事務所長 耕地出張所次長 防災ダム建設事務所長	5 種
水産技術普及指導所長 水産技術普及指導所主幹	6 種

同項の次に次のように加える。

保健福祉事務所	部 長	2 種（人事委員
---------	-----	----------

	医療参事	会が別に定める場合にあっては、3種)
	部次長 副部長	3 種
	支所長	4 種 (人事委員会が別に定める場合にあっては、3種)
	課長 (人事委員会の定めるものに限る。)	5 種 (人事委員会が別に定める場合にあっては、4種又は6種)
	主幹 (人事委員会の定めるものに限る。) 社会福祉事務出張所長 分室長	5 種
食肉衛生検査所	所 長	5 種 (人事委員会が別に定める場合にあっては、4種)
	次 長	6 種
地域農業改良普及センター	所 長	6 種 (人事委員会が別に定める場合にあっては、3種)
	次 長	6 種
家畜保健衛生所	所 長	5 種 (人事委員会が別に定める場合にあっては、4種)
	次 長 室 長	6 種
森づくりセンター	所 長	1 種 (人事委員会が別に定める場

		合にあっては、2種又は6種)
	次 長	3 種
	課 長	4 種 (人事委員会が別に定める場合にあっては、6種)
	主 幹	4 種
	技術主幹 事務所長	6 種
土 木 現 業 所	所 長	1 種
	副所長	2 種
	部 長	3 種
	出張所長	4 種 (人事委員会が別に定める場合にあっては、3種)
	企画調整室長	4 種
	課 長	5 種 (人事委員会が別に定める場合にあっては、4種)
	主 幹 主任技師 ダム管理室長 ダム整備室長 出張所次長 出張所主幹 出張所室長 出張所総合治水事務所長 出張所事業所長 総合ダム事務所長 ダム建設事務所長	5 種
	空港管理事務所	所 長 次 長
		5 種

別表知事部局の部東京事務所の項中

課 長	2 種	を	課 長	2 種	に改め、
			主 幹	4 種	

同部道税事務所の項中「所長」を「所 長」に、「課長」を「課 長 主 幹」に改め、

同部自治政策研修センターの項中「所長 室長」を「所 長 室 長」に、「参 事 主任教授」を「参 事 教 授」に改め、

同部消防学校の項中「課 長」を「課 長 主任講師」に改め、

同部文書館の項中「課 長」を「課 長 主任文書専門員」に改め、同項の次に次のように加える。

原子力環境センター	所 長	2 種
	次 長	4 種

別表知事部局の部原子力環境センターの項を削り、同部心身障害者総合相談所の項を次のように改める。

アイヌ民族文化研究センター	副所長	3 種
---------------	-----	-----

別表知事部局の部女性相談援助センターの項の次に次のように加える。

道 立 病 院	院 長	2 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、3 種）
	副院長	3 種
	事務長	4 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、3 種）
	庶務課長 診療部長 総看護師長 副総看護師長	5 種
道立精神病院	院 長	2 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、3 種）

	副院長	3 種
	事務長	4 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、3 種）
	庶務課長 総看護師長	5 種
緑ヶ丘病院附属音更りハビリテーションセンター	所 長	3 種
衛 生 研 究 所	所 長	1 種
	副所長 感染症センター長	2 種
	部 長	3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種）
	総務課長 企画情報室長	5 種
衛 生 学 院	学院長	1 種
	課 長 参 事	2 種
	課長補佐	4 種
看 護 学 院	学院長	2 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、3 種）
	副学院長	5 種
小児総合保健センター	所 長	1 種
	副所長	2 種
	部 長	3 種（人事委員会が別に定める場

		合にあっては、2種)
	総務課長 総看護師長	5 種
心身障害者総合相談所	所 長	1 種
	副所長	2 種
	課 長	4 種
精神保健福祉センター	所 長	2 種
	事務長 部 長	3 種

別表知事部局の部児童相談所の項を削り、同部中央乳児院の項を次のように改める。

肢体不自由児総合療育センター	院 長	2 種
	副院長 事務長	3 種
	庶務課長 総看護師長	5 種

別表知事部局の部肢体不自由児総合療育センターの項を次のように改める。

中 央 乳 児 院	院 長	2 種
	事務長	4 種
	総務課長	5 種

別表知事部局の部アイヌ民族文化研究センターの項から看護学院の項までを削り、同部計量検定所の項の次に次のように加える。

地 質 研 究 所	所 長	1 種
	部 長	3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2種）
	総務課長	5 種

別表知事部局の部地質研究所の項を削り、同部食品加工研究センターの項の次に次のように加える。

高等技術専門学院	学院長	3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、1種又は2種）
	副学院長	1 種
	次 長	4 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、3種）
	課長（人事委員会の定めるものに限る。）	5 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、6種）
障害者職業能力開発校	校 長	2 種
	次 長	3 種
	課 長	5 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、6種）
競 馬 事 務 所	所 長	1 種
	次 長	2 種
	課 長	4 種

別表知事部局の部農業試験場の項中「副部長
総務課長」に改め、
同部病害虫防除所の項を次のように改める。

畜 産 試 験 場	場 長	1 種
	副場長	2 種
	部 長	3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2種）
	総務課長	5 種

別表知事部局の部農業大学校の項中「総務課長」を「総務課長
主任講師」に改め、同部競馬事務所の項から北方建
築総合研究所の項までを削り、同部水産試験場の項中
「総括水産業専門技
術員
「船 長」を 支場総括水産業専 に改め、同部森づくりセンターの項を次のように改める。
門技術員
船 長 」

林 産 試 験 場	場 長	1 種
	副場長	2 種
	部 長	3 種（人事委員 会が別に定める場 合にあっては、2 種）
	総務課長	5 種

別表知事部局の部林業試験場の項中「森林情報室長」を「森林情報室長
総括林業専門技術 員」に改め、
同部林産試験場の項を次のように改める。

北方建築総合研 究所	所 長	1 種
	副所長	2 種
	部 長	3 種（人事委員 会が別に定める場 合にあっては、2 種）
	総務課長 企画指導室長	5 種

別表知事部局の部道民の森活動促進センターの項を削り、同部医科大学の項中「課 長」を「事務局課長」
「教授（人事委員会
の定めるものに限
る。）
に、「国際交流部長
課長補佐」を 事務局課長補佐 に、「一般教育科長」を 副部長（人事委員
会の定めるものに
限る。） に改め、
事務局主幹
国際交流部長 」

同部医科大学医学部附属病院の項中「医科大学医学部附属病院」を「医科大学附属病院」に改め、
同部医科大学医学部附属がん研究所の項を削り、同部医科大学附属情報センターの項中

「

所 長	3 種
-----	-----

を「

所 長	3 種
主 幹	4 種

に改め、
」

同部医科大学附属図書館の項の次に次のように加える。

医科大学医学部 附属がん研究所	研究所長	3 種
--------------------	------	-----

別表教育庁の部本庁の項中「参 事」を「参 事
医療参事」に改め、
同部実習船管理局の項の次に次のように加える。

教職員検診セン ター	所 長	2 種
	副所長	3 種
	課 長 総看護師長	5 種
生涯学習推進セ ンター	副所長	1 種
	部 長	3 種
	総務課長	5 種
図 書 館	館 長 副館長	1 種
	部 長	4 種（人事委員 会が別に定める場 合にあっては、3 種）
	管理課長	5 種
青 年 の 家	所 長	3 種
少年自然の家	所 長	3 種
美 術 館	副館長	4 種（人事委員 会が別に定める場 合にあっては、1 種又は5種）
	学芸副館長	2 種

	部 長	3 種
	管理課長（人事委員会の定めるものに限る。）	5 種

別表教育庁の部図書館の項から生涯学習推進センターの項まで及び教職員検診センターの項から足寄少年自然の家の項までを削る。

別表警察部局の部警察本部の項中

「参 事
生活安全特別捜査
隊長
自動車警ら隊長
航空隊長
鉄道警察隊長
機動捜査隊長
科学捜査研究所長
交通機動隊長
高速道路交通警察
隊長
機動隊長」

「監察官室長
隊長（部に置かれ
る隊の長に限る。）
科学捜査研究所長」

に、

を「参 事」に、

「照会センター所長
採用センター所長
通訳センター所長
少年サポートセン
ター所長
指紋センター所長
科学捜査研究所副
所長
交通総合対策セン
ター所長
交通反則通告セン
ター所長
交通管制センター
所長
運転免許試験場長
優良運転者免許更
新センター所長」

「指導官
調査官
生活安全特別捜査
隊副隊長
自動車警ら隊副隊
長
航空隊副隊長
鉄道警察隊副隊長
機動捜査隊副隊長
交通機動隊副隊長
高速道路交通警察
隊副隊長
機動隊副隊長」

「首席指導官
指導官
調査官
副隊長（部に置か
れる隊の副隊長に
限る。）
厚生監査官
通信指令官
主任研究官
交通聴聞官」

に改め、

同部警察学校の項中「課 長」を「課 長
術科室長」に、「次 席」を「次 席
管財専門官」に改め、

「参事官
監察官室長
機動警察隊長」

に、「課 長
監察官室長」を「課 長」に、

「次 席	4 種（人事委員 会が別に定める場 合にあっては、3	を	「理事官 総務官	3 種	に、
------	----------------------------------	---	-------------	-----	----

	種)	「	監察官		」
--	----	---	-----	--	---

「次 席
機動警察隊副隊長
指導官
調査官
留置管理官
監査室長
鉄道警察隊長
科学捜査研究室長
交通管制センター
所長
交通機動隊長
運転免許試験場長」

「4 種（人事委員
会が別に定める場
合にあっては、3
種）」

同部警察署の項中

を「4 種」に改める。

別表議会議務局の部中「課 長」を「課 長
秘書室長」に、「室 長」を「速記室長」に改める。

別表人事委員会事務局の部中「課 長
参 事」を「課 長」に、「課長補佐
主 幹」を「主 幹」に改める。

別表地方労働委員会事務局の部中「課長補佐
主 幹」を「主 幹」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則7-1060

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-285）の一部を次のように改正する。
第2条の2第1項中「札幌医科大学医学部附属病院、北海道立病院」を「道立病院、道立
精神病院、札幌医科大学附属病院」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則 7－1061

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（北海道人事委員会規則 7－404）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「次に掲げる機関」を「環境科学研究センター、衛生研究所、地質研究所、工業試験場、食品加工研究センター、農業試験場、畜産試験場、水産試験場、林産試験場、林業試験場、北方建築総合研究所又は警察本部科学捜査研究所」に改め、「機関又は部課等に勤務する」を削り、同条各号を削る。

第 7 条中「病院、小児総合保健センター、診療所、保健所」を「保健福祉事務所、病院、診療所、小児総合保健センター」に、「乳児院、肢体不自由児総合療育センター」を「肢体不自由児総合療育センター、乳児院」に改める。

第 8 条中「の各号」を削り、同条第 2 号中「札幌医科大学、保健所」を「保健福祉事務所」に、「又は競馬事務所」を「、競馬事務所又は札幌医科大学」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 4 月 1 日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則 7－1062

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則 7－405）の一部を次のように改正する。

別表第 1 アの表 4 級の欄第 8 項、同表 5 級の欄第 8 項及び同表 6 級の欄第 8 項中「係長」を「主査」に改め、同表 7 級の欄第 8 項中「課長補佐」を「主幹」に、「係長」を「主査」に改め、同表 8 級の欄第 8 項中「課長補佐」を「主幹」に改める。

別表第 1 ケの表 3 級の欄第 1 項中「病院、保健所又は診療所（以下「医療機関」という。）の長」を「病院若しくは診療所の長又は保健福祉事務所の部長」に改め、同表 4 級の欄第 1 項中「医療機関の長」を「病院若しくは診療所の長又は保健福祉事務所の部長」に改める。

別表第 1 ケの表 3 級の欄第 1 項中「の相当困難な業務を処理する」を「又は保健福祉事務所の」に改め、同欄中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、同表 4 級の欄第 1 項中「困難」を「相当困難」に改め、同欄第 2 項中「保健所の相当困難な業務を処理する」を「保健福祉事務所の」に、「困難」を「相当困難」に改め、同欄中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、

同表 5 級の欄第 1 項中「特に」を削り、同欄第 2 項中「保健所の主任技師、」を「保健福祉事務所の相当」に改め、「特に」を削り、同欄第 3 項中「相当困難な業務を処理する」を削り、同表 6 級の欄第 1 項中「極めて規模の大きい病院の薬剤部又は放射線部」を「札幌医科大学附属病院」に改め、同欄第 3 項中「保健所の」を「保健福祉事務所の特に」に、「主任技師」を「課長」に改め、同欄第 4 項中「特に」を削り、同表 7 級の欄第 1 項中「極めて規模の大きい病院の薬剤部又は放射線部」を「札幌医科大学附属病院」に改める。

別表第 1 コの表中「札幌医科大学医学部附属病院」を「札幌医科大学附属病院」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 4 月 1 日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則 7－1063

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則 7－188）の一部を次のように改正する。

別表第 1 北海道保健福祉部医務業務課の項の次に次のように加える。

保 健 福 祉 事 務 所	(1) と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条に規定する検査の業務に従事することを常例とするとちく検査員（(3)に掲げる者を除く。）	3
	(2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第70号。以下「食鳥検査法」という。）第15条に規定する検査の業務に従事することを常例とする食鳥検査員	
	(3) と畜場法第14条に規定する検査の業務に従事することを常例とするとちく検査員（人事委員会の定めるものに限る。）	2
	(4) 診療放射線技術者	
	(5) 感染症の予防及び感染症の患	1

	者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体（以下「危険な病原体」という。）に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とする病理細菌技術者	
食肉衛生検査所	(1) と畜場法第14条に規定する検査の業務に従事することを常例とするとちく検査員（(4)及び(7)に掲げる者を除く。） (2) 食鳥検査法第15条に規定する検査の業務に従事することを常例とする食鳥検査員（(5)及び(7)に掲げる者を除く。）	3
	(3) と畜場法第17条第1項及び第18条第2項に規定する業務に従事することを常例とするとちく検査員（(7)に掲げる者を除く。） (4) と畜場法第14条に規定する検査の業務に従事することを常例とするとちく検査員（人事委員会の定めるものに限る。） (5) 食鳥検査法第15条に規定する検査の業務に従事することを常例とする食鳥検査員（人事委員会の定めるものに限る。） (6) 病理細菌技術者 (7) 所長及び次長	2
家畜保健衛生所	(1) 家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第3条第1項に規定する業務に従事することを本務とする獣医師（人事委員会の定めるものに限る。）	3
	(2) 家畜保健衛生所法第3条第1	2

	項に規定する業務に従事することを本務とする獣医師（(1)及び(3)に掲げる者を除く。）	
	(3) 所長、次長及び室長	1
道立病院（人事委員会の定める道立病院に限る。）及び札幌医科大学附属病院	(1) 診療放射線技術者（(6)に掲げる者を除く。）	3
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師 (3) 放射線科看護室に勤務し、放射性同位元素病室における業務に従事することを常例とする看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師 (4) 常時結核又は精神病患者の診療に直接従事する医師 (5) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とする病理細菌技術者（(10)に掲げる者を除く。） (6) 診療放射線技術者（人事委員会の定めるものに限る。） (7) 作業療法士（人事委員会の定めるものに限る。） (8) 結核病棟又は精神病棟に勤務し、病棟内の衛生業務に従事することを常例とする職員	2
	(9) 結核患者又は精神病患者に直接接することを常例とするケースワーカー (10) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とする病理細菌技術者（人事委員会の定めるものに限る。） (11) リハビリテーション部に勤務し、患者の療法訓練に従事する	1

	ことを本務とする理学療法士、作業療法士及び理療訓練員	
道立病院（人事委員会の定める道立病院を除く。）及び道立診療所	(1) 診療放射線技術者 (2) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とする病理細菌技術者	2 1
道立精神病院	(1) 保育士 (2) 診療放射線技術者 (3) 総看護師長、看護師長、看護師（デイ・ケア科に勤務する者を除く。）及び准看護師 (4) 医師 (5) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とする病理細菌技術者 (6) 作業療法士（(9)に掲げる者を除く。） (7) 判定員（(9)に掲げる者を除く。）	3 2
	(8) 患者に直接接することを常例とするケースワーカー（(9)に掲げる者を除く。） (9) デイ・ケア科に勤務し、患者の生活指導及び作業指導に直接従事することを本務とする作業療法士、判定員及びケースワーカー	1
緑ヶ丘病院附属音更リハビリテーションセンター	通入所者の生活指導及び作業指導に直接従事することを本務とする医師、作業療法士、判定員及びケースワーカー	1
衛生研究所	危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	1

小児総合保健センター	(1) 診療放射線技術者	3
	(2) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とする病理細菌技術者	2
	(3) 理学療法士	
	(4) 看護師長、看護師及び准看護師	1

別表第1北海道立心身障害者総合相談所医務課の項中「北海道立」を削り、同項の次に次のように加える。

肢体不自由者訓練センター	(1) 入所者の指導訓練に直接従事することを本務とする福祉指導員、職業訓練指導員及び保育士 (2) 入所者の療法訓練に従事することを本務とする作業療法士 (3) 入所者の心理及び職能の判定業務に直接従事することを本務とする判定員	2
	(4) 看護師及び准看護師 (5) 指導更生課長	1
身体障害者リハビリテーションセンター	(1) 入所者の指導訓練に直接従事することを本務とする福祉指導員 (2) 入所者の療法訓練に従事することを本務とする理学療法士、作業療法士及び理療訓練員 (3) 入所者の心理及び職能の判定業務に直接従事することを本務とする判定員	2
	(4) 看護師長、看護師及び准看護師 (5) 指導課長及び訓練課長	1

別表第1北海道立中央乳児院の項を削り、同表北海道立肢体不自由児総合療育センターの項中「北海道立」を削り、同項第6号中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関

する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体（以下「危険な病原体」という。）」を「危険な病原体」に改め、同項の次に次のように加える。

も な み 学 園	(1) 児童指導員及び保育士	4
	(2) 看護師及び准看護師	3
	(3) 園長	1
	(4) (1)、(2)及び(3)以外の職員	
中 央 乳 児 院	(1) 入院児の養育に直接従事する保育士	2
	(2) 入院児の養育に直接従事する看護師及び准看護師	1

別表第1北海道立向陽学院及び北海道立大沼学園の項中「北海道立」を削り、同表中北海道立もなみ学園の項、北海道立身体障害者リハビリテーションセンターの項、北海道立肢体不自由者訓練センターの項及び札幌医科大学医学部附属病院及び北海道立病院（人事委員会の定める道立病院に限る。）の項から北海道警察本部警備部機動隊の項までを削り、同表北海道立教職員検診センターの項中「北海道立」を削り、同表市町村立の養護学校の項の次に次のように加える。

北海道警察本部地域部航空隊	航空法（昭和27年法律第231号）別表に定める事業用操縦士としての業務に従事することを本務とする職員	3
北海道警察本部警備部機動隊	銃器等使用犯罪現場において犯人の逮捕及び人質の救出の業務に直接従事することを本務とする職員	2

別表第1備考中「北海道立病院」を「道立病院」に、「調整数に」を「調整数欄の数に」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

地方独立行政法人法等の施行に伴う給与関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

北海道人事委員会規則 7－1064

地方独立行政法人法等の施行に伴う給与関係人事委員会規則の整備に関する規則（北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第1条 北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－28）の一部を次のように改正する。
別記様式その6の備考第5項中「第20条第2項」を「第22条第2項」に改める。
（管理職手当に関する規則の一部改正）

第2条 管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7－267）の一部を次のように改正する。
第3条第5号中「（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第3条の規定により教職調整額が支給される職員の占める職に係る区分にあっては、100分の8）」を削る。
（給与の支給に関する規則の一部改正）

第3条 給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－280）の一部を次のように改正する。
第6条第1項第5号中「第20条の5第1項」を「第26条第1項」に改める。
第23条第3号中「第29条第1項」を「第29条」に改める。
第24条第2号中「非常勤職員」を「非常勤である者（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」に、「であるもの」を「である者」に改め、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員のうち人事委員会の定める者
第24条第3号中「非常勤」の次に「である者」を加え、「であるもの」を「に任用された職員である者」に改め、同号イ及びウ中「が定めるもの」を「の定める者」に改める。
第24条第3号中ウをエとし、イをウとし、アをイとし、イの前に次のように加える。

ア 特定地方独立行政法人の職員（前号ウに掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定める者
第28条第1項及び第28条の2第2項中「のイ若しくはウ」を「イからエまで」に、「のアからウまで」を「アからエまで」に改める。
第28条の4中「道職員給与条例第19条の3第4項」を「道職員給与条例第19条の3第5項」に改める。
第28条の6中「道職員給与条例第19条の3第7項」を「道職員給与条例第19条の3第8

項」に改める。

第29条の 6 第 2 項第 4 号中「前段」を「本文」に改める。

（調整手当に関する規則の一部改正）

第 4 条 調整手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7－288）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 号中「前 4 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号を同条第 6 号とし、同条第 3 号の次に次の 2 号を加える。

(4) 国家公務員退職手当法施行令第 9 条の 4 各号に掲げる法人（前 2 号に掲げる法人及び日本郵政公社を除く。）

(5) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第 5 条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則 7－405）の一部を次のように改正する。

第36条第 6 号中「第20条の 5 第 1 項」を「第26条第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部改正）

2 北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則（北海道人事委員会規則 3－3）の一部を次のように改正する。

第 2 条第31号中「第 4 条第 5 号」を「第 4 条第 7 号」に改め、同条第32号中「第 5 の 2」を「第 5 の 2 第 2 項」に改める。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第 4 号

昭和48年北海道人事委員会告示第 6 号（給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定）の一部を次のように改正する。

平成16年 4 月 1 日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

第 1 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) アイヌ民族文化研究センターに勤務し調査研究業務に従事する職員

第 1 項第 4 号を次のように改める。

(4) 植物遺伝資源センターに勤務し、試験研究業務に従事する職員

第 1 項第 8 号から第11号までを削り、同項第 7 号中「近代美術館」を「美術館」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 花・野菜技術センターに勤務し、試験研究業務に従事する職員

第 1 項第12号を同項第 9 号とする。

第 3 項第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 本庁の環境生活部若しくは保健福祉部に勤務する薬剤師若しくは獣医師である職員、保健福祉部に勤務する栄養士、歯科衛生士若しくは臨床検査技師である職員又は保健福祉部食品衛生課の参事（獣医師免許所有者に限る。）である職員

(3) 本庁農政部酪農畜産課に勤務する獣医師である職員

第 3 項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 衛生学院に勤務する薬剤師、栄養士、歯科衛生士、臨床検査技師又は衛生検査技師である職員

北海道人事委員会告示第 5 号

平成13年北海道人事委員会告示第13号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正する。

平成16年 4 月 1 日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

石狩支庁管内の項中

「 | 当別町字川下通 | 川下小学校 | 1 | 」を削り、渡島支庁管内の項中

「 | 恵山町字日浦 | 日浦小学校 | 1 | 」を削り、「尻岸内小学校」を「えさん小学校」に改め、

「 | 恵山町字高岱 | 古武井小学校 | 1 | 及び | 恵山町字柏野 | 恵山小学校 | 1 | 」

「 | 八雲町黒岩 | 黒岩中学校 | 1 | 」を削り、檜山支庁管内の項中

「 | 厚沢部町字滝野 | 滝野小学校 | 1 | 」、

「	乙部町字姫川	姫川中学校	1	」	及び
「	乙部町字栄浜	栄浜中学校	1	」	を削
	乙部町字潮見	明和中学校	1		
り、「乙部町字花磯」を「乙部町字潮見」に改め、空知支庁管内の項中					
「	芦別市新城町	新城小学校	1	」	及び
「	月形町字篠津原野	昭栄小学校	1	」	を削
り、上川支庁管内の項中					
「	和寒町字三和	三和小学校	1	」	及び
「	下川町上名寄	上名寄小学校	1	」	を削
り、宗谷支庁管内の項中「稚内市大字宗谷村字大岬」を「稚内市宗谷岬」に、「豊富町字庄内」を「豊富町字豊栄」に、					
「	豊富町字豊富	豊富中学校	1	」	を
「	豊富町字西豊富	豊富中学校	1	」	に改
め、					
「	礼文町大字香深村字モトチ	元地小学校	5	」	を削
り、網走支庁管内の項中					
「	丸瀬布町上武利	丸瀬布小学校武利分校	3	」	を削
り、胆振支庁管内の項中					
「	厚真町字鹿沼	鹿沼小学校	1	」	及び
「	鶴川町字花岡	花岡小学校	1	」	を削
	鶴川町字春日	春日小学校	1		
	鶴川町字二宮	二宮小学校	1		
り、日高支庁管内の項中					

「	門別町字庫富	庫富小学校	2	」	を削
り、十勝支庁管内の項中					
「	新得町字上佐幌基線	上佐幌小学校	1	」	、
「	新得町字屈足基線	屈足小学校	1	」	及び
「	清水町字熊牛	北熊牛小学校	2	」	を削
	清水町字美蔓西23線	美蔓小学校	2		
り、釧路支庁管内の項中					
「	浜中町大字後静村字円朱別原野	円朱別小学校	3	」	、
「	標茶町字塘路	塘路学校給食共同調理場	2	」	及び
「	鶴居村字雪裡原野北21線	茂雪裡小学校	3	」	を削
る。					

北海道人事委員会告示第 6 号

平成13年北海道人事委員会告示第14号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のように改正する。

平成16年 4 月 1 日

北海道人事委員会委員長 泉 川 陸 雄

宗谷支庁管内の項中「稚内市若葉台」を「稚内市若葉台 1 丁目」に改め、胆振支庁管内の項中

「	伊達市東関内町	関内中学校	」	を
---	---------	-------	---	---

削る。

北海道人事委員会告示第 7 号

平成13年北海道人事委員会告示第15号（特別の地域に所在する学校の指定）の一部を次のように改正する。

平成16年 4 月 1 日

北海道人事委員会委員長 泉 川 陸 雄

胆振支庁管内の項中

「 鵒川町字田浦 | 田浦小学校 | 」を
削る。

北海道人事委員会告示第8号

平成13年北海道人事委員会告示第16号（特地部局及びその級別の指定）の一部を次のように改正する。

平成16年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 陸 雄

道職員給与条例関係の表渡島支庁管内の項中「渡島支庁松前社会福祉事務出張所」を「渡島保健福祉事務所松前社会福祉事務出張所」に、「渡島支庁渡島東部地区水産技術普及指導所」を「渡島支庁渡島南部地区水産技術普及指導所南茅部町駐在所」に改め、檜山支庁管内の項中「檜山支庁北檜山社会福祉事務出張所」を「檜山保健福祉事務所北檜山社会福祉事務出張所」に改め、

「 今金町字今金 | 檜山支庁檜山北部地区農業改良普及センター | 2 | 」を
今金町駐在所

削り、「八雲保健所今金支所」を「渡島保健福祉事務所今金支所」に改め、後志支庁管内の項中「後志支庁寿都社会福祉事務出張所」を「後志保健福祉事務所寿都社会福祉事務出張所」に改め、

「 蘭越町蘭越町 | 後志支庁中後志地区農業改良普及センター蘭越町駐在所 | 2 | 」及
び

「 共和町南幌似 | 後志支庁中後志地区農業改良普及センター共和町駐在所 | 2 | 」を
削り、空知支庁管内の項中

「 幌加内町字幌加内 | 空知支庁空知北部地区農業改良普及センター幌加内町駐在所 | 3 | 」を
削り、上川支庁管内の項中

「 中川町字中川 | 上川支庁上川北部地区農業改良普及センター中川町駐在所 | 3 | 」を
削り、留萌支庁管内の項中「留萌保健所天塩支所」を「留萌保健福祉事務所天塩支所」に、

「留萌支庁天塩社会福祉事務出張所」を「留萌保健福祉事務所天塩社会福祉事務出張所」に改め、宗谷支庁管内の項中「稚内保健所」を「宗谷保健福祉事務所」に、「旭川児童相談所稚内分室」を「上川保健福祉事務所稚内分室」に、「稚内保健所浜頓別支所」を「宗谷保健福祉事務所浜頓別支所」に改め、

「 枝幸町本町 | 宗谷支庁宗谷南部地区農業改良普及センター | 2 | 」を
枝幸町駐在所

削り、「稚内保健所利尻支所」を「宗谷保健福祉事務所利尻支所」に、「宗谷支庁鶯泊社会福祉事務出張所」を「宗谷保健福祉事務所鶯泊社会福祉事務出張所」に改め、網走支庁管内の項中

「 紋別市小向 | オホーツク紋別空港管理事務所 | 2 | 」を
削り、

「 北見市豊田 | 網走保健福祉事務所北見地域保健部食肉検査課 | 1 | 」に
紋別市小向 | オホーツク紋別空港管理事務所 | 2 | 」を
改め、

「 津別町字本岐 | 本岐診療所 | 2 | 」及
び

「 常呂町字常呂 | 網走支庁網走地区水産技術普及指導所常呂町駐在所 | 2 | 」を
削り、「網走支庁遠軽社会福祉事務出張所」を「網走保健福祉事務所遠軽社会福祉事務出張所」に、「紋別保健所遠軽支所」を「網走保健福祉事務所遠軽支所」に、

「 白滝村字白滝 | 白滝診療所 | 2 | 」を
削り、

「 白滝村字白滝 | 白滝診療所 | 2 | 」に
上湧別町字開盛 | 網走家畜保健衛生所BSE検査室 | 2 | 」を
改め、日高支庁管内の項中「静内保健所」を「日高保健福祉事務所静内地域保健部」に改め、十勝支庁管内の項中

「 新得町3条南6丁目 | 帯広保健所新得支所 | 1 | 」を
削り、

「新得町上佐幌西 3 線
新得町 3 条南 6 丁目」十勝家畜保健衛生所西部 B S E 検査室
十勝保健福祉事務所新得支所」1
1」に、

「帯広保健所広尾支所」を「十勝保健福祉事務所広尾支所」に、「帯広保健所本別支所」を
「十勝保健福祉事務所本別支所」に改め、釧路支庁管内の項中

「厚岸町愛冠」厚岸少年自然の家」1」を

「釧路市新野
厚岸町愛冠」釧路保健福祉事務所保健福祉部食肉検査課
厚岸少年自然の家」1
1」に、

「釧路保健所標茶支所」を「釧路保健福祉事務所標茶支所」に、「釧路土木現業所庶路ダム
建設事務所」を「釧路土木現業所事業部事業課ダム整備室」に改め、根室支庁管内の項中
「別海町別海新栄町」を「別海町別海緑町」に、「中標津保健所」を「根室保健福祉事務所
中標津地域保健部」に、「根室支庁中標津社会福祉事務出張所」を「根室保健福祉事務所中
標津社会福祉事務出張所」に改める。

北海道人事委員会告示第 9 号

平成13年北海道人事委員会告示第17号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正する。
平成16年 4 月 1 日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

道職員給与条例関係の表渡島支庁管内の項中「渡島保健所木古内支所」を「渡島保健福祉
事務所木古内支所」に改め、檜山支庁管内の項中「江差保健所」を「檜山保健福祉事務所」
に、

「江差町字陣屋町」檜山支庁」を

「江差町字陣屋町
江差町字陣屋町」檜山支庁
檜山保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課」に

改め、空知支庁管内の項中

「長沼町東 6 線」病虫害防除所」を

削り、網走支庁管内の項中「網走支庁紋別社会福祉事務出張所」を「網走保健福祉事務所紋
別社会福祉事務出張所」に、「紋別保健所」を「網走保健福祉事務所紋別地域保健部」に改
め、日高支庁管内の項中

「浦河町栄丘東通」日高支庁」を

「浦河町栄丘東通
浦河町栄丘東通」日高支庁
日高保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課」に、

「浦河保健所」を「日高保健福祉事務所」に改め、根室支庁管内の項中

「根室市常盤町 3 丁目」根室支庁」を

「根室市常盤町 3 丁目
根室市常盤町 3 丁目」根室支庁
根室保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課」に、

「根室保健所」を「根室保健福祉事務所」に改める。

